

1. 件 名：柏崎刈羽原子力発電所第7号機設計及び工事の計画の届出（低圧蒸気タービンの改造）に関する事業者ヒアリング【4】
2. 日 時：令和4年4月13日 17時00分～19時10分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤企画調査官、大野主任安全審査官、藤田審査チーム員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所 第一保全部タービングループ 副長 他7名※

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所第7号機の低圧蒸気タービンの改造に係る設計及び工事の計画の届出のうち、工事計画、発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書、安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書、発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書について、令和4年3月29日の届出書類に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明を求めた。

【工事計画】

- 抽気量の記載について、過去の届出においてドレン量を記載していた理由及び今回の届出においてドレン量を削除する理由を説明すること。また、第1抽気～第4抽気において、ドレン量が含まれていない理由を説明すること。
- 第3抽気の抽気圧力について、タービン取替後の数字に変更がない理由を説明すること。
- 「a. 円板」の表において、他の表と異なり注記の記載がない理由を説明すること。

【発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書】

- ABWR プラントの原子炉格納容器について、タービンミサイルが貫通することはないとする理由を定量的に説明すること。
- 5～7号機低圧蒸気タービン最終動翼及び5～7号機低圧蒸気タービンC～発電機間のカップリングについて、タービンミサイルが使用済

燃料プールに到達しないとする理由を定量的に説明すること。

- 高圧ロータ及び発電機ロータについて、仮にこれらが破損したとしても車室内にとどまりタービンミサイルにならないとする理由を定量的に説明すること。

【設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書】

- 「3.1.1 設計に係る組織」、「3.1.2 工事及び検査に係る組織」及び「3.1.3 調達に係る組織」について、「第2図 設工認の各プロセスに関する体制」及び「第1表 各プロセスを主管する箇所」の記載との関係を整理して説明すること。

- (3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし